

川崎市社会福祉職等専門職人材育成検討委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 多様化する福祉のニーズに的確に対応し、必要なサービスの提供を担う社会福祉職等専門職の福祉行政に関わる人材の育成及び専門性の向上を推進するため、川崎市社会福祉職等専門職人材育成検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉職等専門職の人材育成計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉職等専門職の研修に関すること。
- (3) 職場における社会福祉職等専門職の人材育成に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、市民・こども局こども本部医務監をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、総務局人事部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる構成員のほか、委員会が必要と認める場合は、関係者として出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局総務部庶務課及び市民・こども局市民生活部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

総 務 局	人事部長 人事部人事課長 行財政改革室組織・定数担当主幹
市 民 ・ こ ど も 局	こども本部医務監 市民生活部庶務課長 こども本部こども家庭センター中央児童相談所長 こども本部こども青少年部こども家庭課長 こども本部こども家庭センター主幹
健 康 福 祉 局	総務部庶務課長 総務部庶務課労務担当主幹 地域福祉部保護指導課長 障害保健福祉部障害計画課主幹 障害保健福祉部精神保健課長